

平成25年 1 月18日 議会改革検討代表者会議

○開議時刻 午前10時0分

○散会時刻 午後0時8分

○場所 全員協議会室

○出席委員（10人）

伊藤 学 座長

川畑英樹 副座長

大須賀浩裕 委員

林 明裕 委員

井上耕志 委員

小林市之 委員

雨宮幸男 委員

高橋祐司 委員

大河巳渡子 委員

ドゥマンジュ恭子 委員

○欠席委員（0人）

○事務局

大和田正治 事務局長

小林明信 事務局次長

宮川節夫 事務局主幹

高橋慎一 事務局副主幹

小島伸夫 庶務係長

○案件

1 検討・協議事項……………	1
(1)議会基本条例について……………	1

午前10時0分 開議

○川畑副座長

皆さん、おはようございます。ただいまから第25回調布市議会改革検討代表者会議を開催いたします。

初めに、伊藤座長から御挨拶をいただきます。座長、お願いします。

○伊藤座長

改めまして、おはようございます。第25回ということでありますけれども、本年に入りますから、もう既に3回目ということでございまして、いよいよ基本条例の中身についてそれぞれの御意見、または代替案をお出しいただいたりという作業に入ってきているところでございまして、これから短期間の中でありますけれども、それぞれの御意見を調整しながら、最終的に私どもから改めての素案というものをお出しさせていただければというふうに考えます。

さて、きのうは1月17日ということでございまして、御記憶の中にまだまだ新しいわけでありますけれども、阪神・淡路大震災からはや18年ということでございまして、もう間もなく、また3月11日を迎えると東日本大震災から2年という歳月が経過してくるわけがあります。我が市におきましても安心・安全のまちづくりにつきましても、これから京王線の跡地利用の問題を含めて、市民のそれぞれの立場からいろいろな御意見を議会としてもそれぞれの角度から皆さんが受け取って、それを市政に反映していくという、このことが前提だろうと思っています。

この議会基本条例も、そうした意味からも市民からの多くの御意見を聴取するという、それを議会としてどう反映していくかという、このことに尽きるわけでありまして、そういった意味からもこの議会基本条例制定に向けて皆さんの御協力、ぜひともお願いしたいと存じます。

それでは、きょうはこれからまた皆さんの御意見を拝聴させていただきまして進めていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○川畑副座長

ありがとうございました。

それでは、日程に従いまして協議してまいります。

日程の1、検討・協議事項に入ります。議会基本条例を議題といたします。

今回は、高橋委員さんから提出されました第1章から第3章までの代替案について説明を受け、意見交換をし、その後、第4章及び第5章についての条例案について座長からの説明をいただき、意見交換が終わっているところであります。

第1章から第5章まで座長の条例案の提案説明が終わり、皆様から御意見をいただき、代替案があれば提出いただくことになっておりました。

本日は、最初に前回の協議いたしました条例案の中で政策研究会の話が出ておりましたので、最初に座長のほうから説明をお願いしたいと思います。伊藤座長。

○伊藤座長

それでは、前回の協議におきまして、条例案第5章、議会機能の強化の中ではありますが、第13条第3項に規定してあります政策研究会について御意見をいただいておりますので、御説明いたします。

まず、経過から説明させていただきますと、この条例案を作成した経過といたしましては、昨年11月9日に開催されました第18回代表者会議におきまして協議いたしました議会の機能強化の中で、行政への監視機能強化や政策提言機能強化を図るべきという御提案について、議会から条例の提案、議案の修正、議決等を通じて市長等に対し政策立案、政策提言を行うよう努力することにより、議会機能の強化を図ることで御了承をいただいているところでございます。

そのため、政策提言等について、議長の判断によって必要があると認めるときには、その立案に向けた調査や研究を行うための研究会を設けることや、議員研修の充実と強化とあわせて、事務局の体制整備に必要な予算の確保など、御了承をいただいているところでもございます。

こうした経緯を踏まえ、基本条例案の議会機能の強化の章において、条文として政策研究会の設置について規定いたしましたところでございます。

まず、政策研究会の位置づけでございますが、議会の政策立案、政策提言機能を高めていくためには、常任委員会や特別委員会における委員間討議のみならず、会派間を超えて市政に関する課題や政策をもっと自由かつ柔軟に調査、研究する場が必要だと考えております。こうした調査、研究を通して、理事者への政策提言や条例提案等につなげていける研究会といたしまして、必要に応じて議長が設置する組織として条例に位置づけるものでございます。

次に、常任委員会や特別委員会と政策研究会との違いでございますが、常任委員会は所管、行政の組織や、また委員数、現在7人に制約があるほか、会期中は付託事件の審査が中心となりまして審査時間が限られるほか、閉会中に審査する際には審査事項の議決が必要となっております。

また、特別委員会につきましては、複数の常任委員会の所管が及ぶ際、調査事項や調査期間等を含め、議会の議決により設置する必要がございます。

政策研究会は、こうした法定委員会のような制約がなく、調査、研究を柔軟かつ機動的に行うことができるメリットがあると考えているところでもございます。

一方、議会は委員会中心主義であることから、法定委員会における調査、研究、あるいは委員間の討議を通じて議会の政策立案や政策提言機能を高め、政策提案に結びつけていくことは大切なこととございます。

しかしながら、法定委員会には先ほどお話をいたしましたような制約もあることから、その時々々の情勢によっては柔軟かつ自由に調査、研究、討議する場があってもよいと考えているところとございます。

例えば、この議会改革代表者会議も法定委員会ではありませんが、まさに議会改革を検討、協議し、議会基本条例という条例提案にまでつなげていく検討組織であり、ある意味で政策研究会と同様の要素があると考えているものであります。何より、議会としてこうしたツールを準備しておくことも必要であると考えております。その時々々の議長が重要な政策課題を指定し、研究会を設置することができること、さらには、議員有志から議長へ研究会の設置をアプローチしてもいいとも考えております。議長から各会派へ設置の打診及び委員の選任などをお願いし、研究会を設置する、研究会を設置することにより調査目的も明らかになることから、議員派遣として視察調査等も行うことも可能となります。

こうした研究会の設置を条例化することにより、これまで以上に議会機能の強化が高まるとの考えからこの条例案に規定いたしましたところとございます。

説明は以上でございますが、どうぞ御理解をいただければと考えています。

以上でございます。

○川畑副座長

座長からの説明が終わりました。説明に対して質疑等ございましたら、挙手にてお願いいたします。雨宮委員。

○雨宮委員

今の座長説明に先んじてといたしますか、前回のときに1条から7条までに関して、私どもというか、共産党と元気さんとネットさん、3会派共同で修正提案をさせていただいたと考えておりますが、それが説明が非常にわかりにくいという御指摘、思案をいただきまして、その指摘を踏まえて改めて整理し直したものについて、きょう、資料69という形で皆さん方にお示しされているというふうに思いますので、その件について説明をしたいと考えておりますけども、いかがでしょうか。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

今、副座長さんからは、私が説明した政策研究会の説明に対して質疑を求めていますので、まずこのことを、特になければ次の段階ということが考えられますが、今、雨宮さんは政策研究会についてではないのでしょうか。

○雨宮委員

私の認識では、手順としては、政策研究会に先んじている1条から7条までの修正提案でありますので、しかも前回、高橋委員の提案に対する質疑、やりとりが行われたことに続いて、私どもの提案説明という段取りだったというふうに思いますけれども、それがまだ未完というか終わっていないということでありましたので、あえて、第5章というか政策研究会の説明の後ではありましたけれども、私どもの修正提案に対する説明と、それに対する委員の皆さん方の質疑というふうに考えて今発言したんですが、先ほどの座長さんの発言ですと、政策研究会の問題で一定の決着とは言わないけれども、一定の区切りがついた段階で私たちの修正提案に対する説明なり、あるいは質疑ということが確認されるのであれば、それはそれでいいと思うんですが、取り扱いが冒頭ではっきりしませんでしたので、今発言させてもらったわけです。そここのところをちょっと整理していただければと。

○伊藤座長

議事整理だというふうに思いますけれども、前回のこうしたやりとりの中で、政策研究会というのはどういう位置づけなのかというお尋ねも含めてございました。これに対して基本的な考え方と過去の経緯も含めて説明させていただいたということでありまして、このことをここで確定するという私の考え方ではありませんので、ただ説明をさせていただきましたので、ここはひとつ流れの中で説明をさせていただいたというふうに認識していただければよろしいかと思えます。

ただ、当然、高橋委員さんからの説明、またはそれぞれの意見交換が終わりまして、そして、前回の記憶ですと、雨宮委員さんから説明していただいた中において、少しわかりにくい表現がありましたので、次回以降、整理してもう一回お願いしたいと、前回こういう締めくくりであった記憶があります。ですから、それは当然これから説明を求めてまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○雨宮委員

それなら了解です。

○川畑副座長

よろしいですか。順序に従って進めてまいります。

ただいま座長のほうから政策研究会についての御説明がありました。この件に対してで

ございます。質問等ございましたら、挙手にてお願いします。大河委員。

○大河委員

今、説明の中で議長があるテーマに対して、あるいは会派から政策研究するテーマのことですけれども、私は議会全体の、先ほどの説明だと特別委員会、あるいは委員会を超えてという話であれば、例えばテーマの設定というものの手順ですけれども、今度、総合計画が出ていますけど、何かそういうこととか、ある一定の事業のP D C Aを通して議会でするのかとかというふうに、議長が今イメージされている具体的な政策を、こういった問題が例えば特にあれなんじゃないかというイメージがちょっと湧かないので、例えば何かに対して1年かけて、それとか毎年なのか、それともそういうことが出てこなければ、その年はやらないのかとか、そういったことについてもう少し詳しく御説明いただければと思います。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

個々具体的な事案を例として出すというのは難しい表現になりますので、あえてここでは出しませんが、それぞれの年度において、やはりその中で議会全体としてのテーマがもしあれば、これは議会、会派を超えて、それぞれの立場で選出していただきながら議論を深めていくということが必要なときもあると。ですから、常態化をするのではなくて、必要とあらば、こういったものができますよという1つの根拠規定を条例の中に定めておきたいというふうに考えておりますので、どういうときが発生したらこれが必要なんですかと。むしろ、どういうもの、例えば何かあるんですかということに対しては、今のところテーマとしては持ち合わせていません。ですから、それは御理解をいただければと思います。

○大河委員

例えば市民参加条例ですとか、条例というようなものもあるのかなと私は思いましたけど、期間的になかなか1年1年で切れるわけでもないんで、やっぱり政策研究会が超えて重要であれば、調布の議会として問題の把握の仕方や、いろんなことも含めて少しイメージされないとなかなか。根拠条例をつくっても、それを活用するということが的確に行くのかどうかということをやっと危惧いたしましたので。やはり今までの議論ですと、必要に応じて条例は加えたりあれしたり、改定するという話がありましたので、項目で何か新しく入れるとか、今まで議会で想定してこなかった新たなことをするようでありましたら、少し、何か例えばというような話で御説明いただいたほうが、よりわかるし、新しい

議会としてのありようとして、こうなのじゃないかというのが少し聞けたらいいかなと思  
いまして、質問させていただきました。

○川畑副座長

ほかにございますか。林委員。

○林委員

座長の御提案の政策研究会の設立趣旨等については基本的に異論のないところではござ  
いますけども、一応確認の意味で、今後こういう政策研究会の設置ということが認められ  
るといふか、そういうものが存在するようになってくると、先ほどの御説明ですと、議長  
が必要と認めたときという御説明がありましたけれども、もちろん最終的には議長の判断  
ということになって、それはそれでしかるべきだと思うんですが、やはりおおむね議会の  
過半数、おおむね議会の理解が得られた、そういうときが背景ということによろしいんで  
しょうか。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

先ほどの説明にも触れていますが、それぞれのお立場の方から御意見をいただき設置を  
したほうがよろしいということは、逆な提案もいただきたいということを申し上げたところ  
でありまして、今、林委員さんがおっしゃるように、まさにそういったことが議長の権  
限のもとに云々という、そこを大きく振り下げるわけじゃなくて、皆さんの意見を当然そ  
のときの議長は最大限集約するという、このことが基本だろうと思っていますので、多く  
の会派の方、多くの議員の方々からそういった意見をいただいたときの議長はそういった  
ものを重く受けとめて設置していくべきと、このように考えています。

○林委員

その辺のところは1つ大きな、やはり強大な権限を持つ議長としてのおもしとなってい  
かなきゃいけないと思っていますし、法定委員会ではないとはいえ、こういった議会改革  
検討代表者会議のように決定していくということも場合によっては考えられるのかな。い  
ずれにしても、権限を持っていく委員会となる可能性を踏まえている以上、その辺の慎重  
なおもしをきちんと乗せた上での設置の方向で進んでいただきたいと思います。

以上です。

○川畑副座長

ほかにございますか。雨宮委員。

○雨宮委員

政策研究自体を議会としていろんな単位でやること自体には、私も異論はないんです。大いに進めるべきかなというふうには思っているんですけど、ただ、依然として特別委員会との関係性がいま一つよくのみ込めない部分があるんですよ。確かに特別委員会というのは議会の議決、設置規定ですよ。議決規定であるし、政策研究会というのは議決を要しないという、いわばフリーハンド制というか、その違いがあることは文言上はよくわかるんですけども、例えば今の調布市政上の具体的な課題、問題でいえば、中心市街地にかかわる特別委員会がありますよね。こういう問題についても、例えば政策研究会という位置づけで議論するようなことにもし仮になるとすれば、それは特別委員会ではカバーできないのかと、そこを十分のみ込めないというか、かみ砕けないというか、消化し切れない部分があるんですよ。

特別委員会の設置についても、最終的には本会議での議決という形になるんですけど、その前段としては幹事長会議なり何なりで当然、会派間の調整をやって、合意に達した時点で本会議への提案という形ですよ。多分、政策研究会も議決がないだけで同じような形というか経緯を経て設置していくというようなことになっていくんじゃないのかなというふうに私自身は受けとめているんですけど、そこらの違いがまだ整理し切れない部分があって、そこらのところ、もう少しかみ砕いた説明をお願いできればと思っています。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

かみ砕いたというよりも、むしろ先ほどの説明の中に入れてありますが、テーマを特に定めなくても、その時々々の必要性を強く感じたテーマ、ですから、これはテーマはまちづくりなんですよとか、〇〇条例をつくるからこうなんだ、つくりたいんだということを今、具体的に持っているわけじゃないんですよ。皆さん、当然ですけども。ですから、そうしたものが発生したときに、随時、いつでも自由に議論ができる場所を合意を得て、そして議長の判断のもとに設置していくという、まさにこの代表者会議など、私は同じシステムではないかなと考えているんです。

ですから、ここでは完全な決定権はないけれども、いろいろな形での決め事をしていていますよと。いずれ、テーマがあれば条例制定をしていくという流れがあるわけでありまして、それには、以前議論していただきましたように、18回代表者会議のときに皆さんの議論の中に、政策立案もしくは提案を含めて条例制定までのそうした研究する場が欲しいよねという議論も当時されていますので、それをもって条例の中に位置づけてきたという経緯がありますよ。ですから、ここをまず、11月9日までに戻っちゃうのかということ



だと、これは大変なことですから、それはあり得ないと思いますから、ぜひ前向きに御理解いただければなど、こんなふうに思いますね。

○雨宮委員

否定するという意味じゃなくて、仕組みというか仕掛けがまだよくのみ込めない部分があって、例えば、これもあくまでもアルゴリズムというか例示なんですけど、ある政策研究会があるテーマで議論して、一定の議論を経た結論的なものとして、こういうことを議会として条例提案しようじゃないかみたいな、テーマは何であれ、仮にまとまったとするじゃないですか。

ただ、当然その政策研究会で提案ということは議員提案という形になると思うんですが、そういう形もあるし、あるいはそのテーマが具体的にある常任委員会の所管にかかわるから、その常任委員会のほうに逆に投げて、さらに常任委員会の議論を踏まえて、そこから提案するような形だとか、それはいろんなバリエーションがあるというふうに捉えておいてよろしいんですか。

○伊藤座長

そのとおりだと思いますよ。ですから、全会派一致で物事を考える場合と、常任委員会をお願いして議論していただく場合と、場合によっては、常任委員会それぞれありますけれども、議会関係の内容であれば議会運営委員会を含めて、そうしたところで議論し結論、方向性を出していただき、条例化するものについては本会議で条例を制定していくという、流れとしてはまさにそのとおりだと思いますね。

○川畑副座長

よろしいですか。ほかにございますか。大河委員。

○大河委員

先ほど政策研究会は委員会やそういったところのメンバーではなく、それを超えてという話でしたので、つまり想定されているのは、政策研究会で出されたテーマに例えば関心があれば、誰でもその研究会に参加することはできるという想定だというふうに認識してよろしいのでしょうか。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

先ほどの説明の中に入っていますが、例えば議長から各会派から何名でお願いしたいという場合もあるでしょう。もしくは、場合によっては全員協議会などの場を使って、全員からの御意見を伺いながら物事を調整していくという場合もあるでしょう。ですから、基

本的には、そのときにどのような人数の配分でこの協議をしたほうがいいのかという、これはテーマごとに当然違ってくると思うんですよ。ただ、それを基本的に、私はあえて申し上げますけれども、複数会派以外は除外しますよというようなことはあり得ませんから、その辺は心配は要らないと私は思いますかね。

○大河委員

私が言っているのは、入る入らないというより、やはりそういったことに関心があれば、例えば会派で1名、2名といっても、5名いるかもしれませんし、いろいろありますから、そういうふうまさに会派を超えて、自由にそのことに対してはしっかりやっていこうという、自主研究をするような、そういう柔軟性のある組織なのかどうかということをお尋ねしたわけでありませう。

○伊藤座長

柔軟性は十分に持ちたいと考えています。

○川畑副座長

ほかにございますか。ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

政策をつくるために、議員の中でいろいろと議論を深めてというような趣旨は理解するところです。それで、やっぱりいまいちイメージがつかめないんですけれども、いろいろテーマごとに議長が投げかけて、このテーマでやろうというようなときがあるとか、テーマによって人数が変わってくるとかということ、実際のところ、どういうふうに使われていくのかがちょっとイメージがつかめないんですが、ほかの自治体とかでこのような政策研究会とかということをやっているような事例がありましたらば、教えていただきたいんですが。

○川畑副座長

では、高橋副主幹。

○高橋事務局副主幹

既にこの政策研究会につきましては、全国の自治体、議会の中でも設置されているところがございます。事例といたしましては、大分県、大分市議会さんですとか、兵庫県の宝塚市議会さんとか、それから、議会基本条例の中に規定はしていないんですけども、神奈川県鎌倉市議会さんなどでもこういった政策研究会的なものをつくられて、自主的に御研究されて条例提案までされたというところもあるというふうに伺っております。

以上です。

○ドゥマンジュ委員

それで、例えばどのようなテーマで政策研究会が立ち上がっているのかわかれば、より詳しくイメージできるんですが。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

例えば議会基本条例を制定するに当たって、今までも私、繰り返して申し上げておりますが、個々具体の事例を含めて、そこまでこの中に明記したり、議論の中に入れるということになりますと、基本条例そのものが本当に分厚い冊子1つつくるぐらいのものになりかねないと私は思っていますよ。

ですから、今、議論がどんどんどんどん深まっていっていますが、これは運用上の観点から考えると、基本条例の中にそうしたものは研究機関として設けたほうがいいんじゃないのということが11月9日に議論をされて、方向性が出されているわけですよ。ですから、このことは基本条例の中に、あえて皆さんからの声としてうたったほうがいいんじゃないですかという思いを持って私は入れているわけですから、このことを必要があるかないかという議論も含めてということじゃなくて、必要だと私は判断した。必要でなければ必要じゃないという、極端な話、外すということかもしれない。皆さんの意見を集約して必要だと思ったゆえに、ここに示したわけですから、運用上については要綱なり規則なりという、前回もお話ししましたけれども、そこでいろいろな形での運用条件をみんなで理解するものをつくっていくという、このことでいいんじゃないかと私は思うんですよ。ですから、鎌倉市議会さんがどんなものをつくったんですかというのは、ぜひそのときにお聞きいただければいいと私は思うんですが、いかがでしょうかね。

○ドゥマンジュ委員

別に必要かどうかということは今反対して聞いているわけではないんですね。やはりこの条例というものに落とし込むからには、せめてこの代表者の会議の中でこれがどういうものかということがすっきりとイメージされていなければ、条例化したときにそこが本当にしっかりと運用できるのかということもありますし、せめてこの場でどんなイメージで行われるのかということは押さえておきたいと思ったので、質問したという趣旨です。

○伊藤座長

政策提言したり条例化したりということが仮にテーマとして我が市議会としてもあったときに、そういう機関がないとすれば、その都度調整をみんなで行いながら、こういう会議を、代表者会議のようなものを議論してつくって、そこから初めてスタートするんじゃないかと、そういう機関ができるんですよというものを議会として持っておれば、そのときの

議長判断で必要になればできるわけですよ。私はそのことを条例として定めておいたほうがいいんじゃないですかという皆さんの御意見を集約してこちらに入れさせていただいたということでありまして、これが政策提言なのか、条例まで至らなくても、そうした組織をつくるのかとか、そういうものについては、少し議論の場所が違うのかなと私は思うんですよ。

○川畑副座長

ほかにございますか。雨宮委員。

○雨宮委員

13条の4項、政策研究会の組織及び運営に関しては議長が別に定める規定がありますよね。この規定というのは多分要綱だとか規則だとかという範疇になると思うんですけど、例えば汎用的な要綱なのか、それとも研究会を設置するたびに、その研究会に対する要綱なり規則なのか、その辺のところをちょっとはっきりする——要するに、一般的なものとして言えば、例えば特別委員会を設置する場合には構成から何から全部、基本的には議決の中身になるわけでしょう。この場合に、そういうものを汎用的な要綱として定めると、やっぱりそれに倣うということになりますけど、テーマごとに、あるテーマに基づいて研究会を設置するというふうになった場合に、そのたびに、形の上では議長が定めるというふうになるとしても、例えば構成であるとか、あるいは、テーマは別なんだけど、運用の仕方であるとか、会議の持ち方であるとか、そういうことについてその都度定めていくと、かなり自由度が高まるのかなという、私なんかそういう感覚があるんですけど、それはどうですか。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

会議の進め方だとか構成の人数の問題だとか案件の問題については、その都度その都度、私は違うと思いますよ。ですから、それは対応は柔軟に、汎用という表現がありましたけれども、そうした取り扱いができるよという定めをいずれ要綱か何かで定めたらいいですか。そのように考えますね。

○川畑副座長

ほかにございますか。大河委員。

○大河委員

政策研究会の座長の今までの説明はクリアなんですけど、私は、何で自分で研究会のこれを読んでいま一つすっきりしないのかなと思ったのは、ここの書かれている3のところ

の市政に関する議員の一般質問における政策提案及び政策提言について必要があると認めるときにはというふうになっているので、やっぱり議員の出された一般質問等のそういったことのいうふうにとって、それがどこに反映するのかということがすっきり、研究会のそれが議会全体としてというふうにとりにくい条文ではないかなとちょっと私は思ったので。

例えば、宝塚という例が出ましたけど、宝塚は政策研究会という項目で、議会は市政に関する重要な政策及び課題に対し、議会として共通認識の醸成を図り合意形成に資するとともに、条例案の制定や市長に対する政策提言を行うために研究会を置くことができる、そして別に議長が定めるというふうになっているので、研究会がおっしゃるように、そういう政策提言や課題解決のために置くんですよというふうに、すっきりわかるような形での提案という必要はあるのかなというふうに、これは意見ですけど、認識しております。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

御意見というよりも、むしろ第5章の代替案としてお出しただければなというふうに思いますね。ですから、その代替案を今ここで御提案していただくということになると、まだそこまでいっていませんので、あくまでも説明させていただいた中において、この政策研究会とはどういうものなんですかというお尋ねについて、私は細かく丁寧に説明しておくというレベルで今、前段でお話をさせていただいたということなんです。ですから、このことをここで深く議論をするというのではなくて、むしろ、この5章になったら代替案を出していただいて、その代替案のもとに条例文案についてはこういう形に変えたらいかがですかということが手順としてはいいのかなと思うんですが、いかがですかね。

○川畑副座長

ほかにございますか。雨宮委員。

○雨宮委員

今のまとめというか整理、確認ですけど、要するに、きょうの議論を踏まえて、この前と同じように、必要であれば修正案を出せばいいという話ですよ。それをまた修正案に基づいて議論するということですよ。そういう確認でいいですよ。

○伊藤座長

はい。

○川畑副座長

ちなみに、もう既に4条、5条の説明は一度終わっております。そして、高橋委員さん

からも修正案が出されているということを御認識いただきたいと思います（「4条、5条って」と呼ぶ者あり）。4章、5章。条と言いました。失礼しました。訂正いたします。よろしいでしょうか。大河委員。

○大河委員

今、もう既に説明はという話がありましたけど、今、座長からさらに詳しい説明を聞いたわけですので、そのことに対しての対案があればというお話があったわけですから、その項目に限っていえば、やはり今までのというよりも、きょうのをあわせてということですから、それはそれで別なのではないかと思いますが、そういう認識ではまずいでしょうか。

○川畑副座長

一応、もう既に出されているということを申し上げただけでございます。

続きます。よろしいでしょうか。——ほかに質疑がなければ、次の条例本文中において、その文言を強調する意味でのかぎ括弧の取り扱いがございました。これについて事務局から報告をお願いしたいと思います。高橋副主幹。

○高橋事務局副主幹

それでは、報告させていただきます。

済みません、資料はないんですけども、『法制執務詳解』という専門書によりますと、条例を含めて、法令においてかぎ括弧を使用する場合につきましては、4つの場合ということで事例が挙げられております。

1つ目は、用語を定義する際に、その用語を示す場合。事例としては、この条例において、「市民」とは〇〇をいう。市民をかぎ括弧でくくっていると。用語を定義するとき、その用語が何かというのを示すものであります。

2つ目は、用語を略称する際に、その略称を示す場合。これは事例といたしましては、議会改革検討代表者会議（以下「代表者会議」という）というような事例ですね。

3つ目は、同じようなものなんですけども、準用規定等において読みかえられる字句、読みかえる字句を示す場合ということで、事例といたしましては、〇〇の適用については、第〇条中「〇〇」とあるのは、「××」とするというような場合。

最後、4つ目ですけども、条例ですとか規則の一部改正の際によく見られるんですけども、「〇〇」を「××」に改めるの〇〇と××をかぎ括弧でくくるというような場合でございます。

また、以上4つのほかとして、かぎ括弧はその用語を強調したい場合や、前後の用語と区分して、その用語の範囲を明示したいような場合に用いられることがあると。また、団

体等の名称として使用すべき文字を示す場合にはかぎ括弧を用いる場合もあるが、最近はいないのが一般であるとの記載がありました。

調布市の場合なんですけども、総務課の法規担当のほうに確認いたしましたところ、調布市の条例のうち、子ども条例の前文に、子どもは調布の「宝」、それから「未来への希望」でありという表記があります。これにつきましては、前文はその条例の制定の趣旨、理念、目的等を強調して述べた文章であり、具体的な規範を定めるものではないということから例外的に使用したものと思われるということでありまして、結論でございますが、法令においてもかぎ括弧を使用する場合は、前述したとおり4つに限られておりまして、これらの場合の例外として、具体的な規範を定める第1条以下の規定にかぎ括弧を使用することは違法ではないが、市の条例はもとより法令を見ても一般的ではないということでございます。

説明は以上でございます。

○川畑副座長

ただいま、かぎ括弧についての説明が終わりました。何か皆さんから御質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

ほかに質問等がなければ、検討・協議事項に入ります。先ほどもございましたけども、3会派さんから共同の代替案の提出が改めてございましたので、まず最初に、改めての共同提案の説明をお願いしたいと思います。雨宮委員。

○雨宮委員

前回の説明が非常に不備だったために、改めてこういう時間をおとりいただきまして恐縮でございます。

資料69という形でお示したのですが、対照表になっております。左側が原案、右側がそれに修正を加えた、いわゆる修正、訂正、代替案です。この読み方なんですけども、文字の上に取り消し線というんですか、線が引いてあるのは削除部分。それから、同様に文字のアンダーラインを引いてあるところが修正ないしは追加ということになります。

それから、全体としての修正の趣旨なんですけども、基本は原案の趣旨を体しつつ、1つは文言の整理であったり重複の整理、それから、こういう基本条例ですから、言葉はちょっと怪しいんですけども、なるべくすっきり簡潔にということで整理いたしました。それで逐条的に説明していきます。

第1条の目的ですけれども、読んでいただければわかるように、いわゆる形容詞や副詞

的な部分を整理いたしました。最終的には、「この条例は、市民に開かれた議会にするために必要な基本条例を定めることにより、二元代表制の一翼を担う議会の役割を明確にし、議会が市民の負託に応え、もって公正で民主的な市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とします」として、原案の主要なとか骨格部分をそのまま、より強調されるように残しました。

第2条の基本理念です。ここも同様な趣旨なんですが、議事機関ということを強調いたしました。それと、議事機関であることとあわせて、市民の意志を市政に反映させる決定機関という位置づけを改めて与えたということですね。

それから、議会への市民参加。市民参加といった場合に、行政への市民参加と議会の市民参加と2通りあると思いますけれども、ともすれば行政への市民参加と混同とか混在といいますか、そういうことにならないようにするために、あえて議会への市民参加の推進という文言を挿入いたしました。

結論的には第2条、「議会は、市の議事機関であり市民の意志を市政に反映させる決定機関として、その活動の基本を市民に開かれた議会とし、その実現に向け議会活動の情報公開を進め市民との情報の共有を図るとともに、議会への市民参加を推進し公平かつ公正な議論を尽くし、自律した地方自治の確立を目指します」。

なお、この部分で自律という文言について、せんだっての最初の提案では、私ども、おのずから立つという自立を使いましたけれども、指摘もございましたので、アンダーラインは引いてありませんけれども、おのずから律するという自律に変更いたしました。

2章の第3条です。議会の使命及び活動原則。ここも先ほど冒頭に申しあげましたように、簡潔にということで、第3条としては、議会は、市民の多様な意見を把握し——この把握については前回、集約がいいのか把握がいいのかという議論がいろいろありましたので、その議論も考慮しながら把握という言葉で整理いたしました。把握し、市政に適切に反映させることを使命としますということですね。

ページをめくっていただければと思います。第3条の2。ここは若干整理、原案の連結があったり追加があったりということで、やや複雑になっておりますけれども、第1、(1)ですね。議会活動は公開の原則をもとに云々というくだりですが、これは原案の(1)と(2)を合成して文言整理をしたものとしております。

(2)議会は、市民への説明責任を果たします。これは前段にも触れられている内容でありますけれども、議会としての最大原則とか、一番優先されるべき原則の1つであるということから、あえてここにまた記述いたしました。

(3)。これはほかのところにも出てきますけれども、二元代表制に基づく議会のある意



味で最大の役割としての監視機能の点についての記述です。

それから、(4)。これは議会として意思決定ということがもう1つ大きな使命になるわけですが、その際にどういう論点といたしますか、議論の過程を経て結論が出されたのかということのわかりやすく示すことが必要だという角度から、論点、争点を明らかにする、こういう視点とあわせて、そのことを市民にわかりやすい説明をするという意味合いを含めて、この(4)を位置づけました。

それから、(5)については、原案の(3)、(4)の合成整理です。多様な意見の把握と、それをもとにした政策提言、立案という内容で、市民の多様な意見を的確に把握し、それをもとに政策提言、政策立案を行います。

(6)。これは原案にあったそのままのとおりであります。社会状況の変化に適応した議会のあり方について常に議論し、議会改革を継続的に推進するよう努めるということです。

次は第4条、議員の使命及び活動の原則という内容になります。ここもいろんな表現があってしかるべきかというふうに考えてはおりますけれども、すっきり簡潔にということで、1つは、議員というのは言うまでもなく議会の構成員なんだと。それから、そういう構成員の一員として市民の多様な意見を市政に反映させることがまず第一義的に重要な原則ということ、あるいは使命であるということで、第4条として、議員は、議会の構成員として、市民の多様な意見を市政に反映させることを使命といたします。

2項。この第1項、前項を果たすために、ここで活動の原則を述べました。原案にあったならない規定を、いろいろ議論がありましたので、そのことも考慮いたしまして、活動しますという文体に変更いたしました。具体的な中身としては、(1)からそのページの(4)までですね。

ここも、1つは語尾整理。なりません規定をしますに変えるということが1つ。

それから、(1)は議員相互の言論の尊重と議員間の活発な討議。これは別なところで自由討議という条項がありますがけれども、そのいわば前段といたしますか、それをこの部分で規定づけたという中身です。

(2)についても、これも繰り返しになるのかもしれませんが、市民意見、しかもそれは市政全般についての意見を把握して、議会の構成員として、あくまでも市民全体の福祉の向上を目指して活動しますと。この市民全体の福祉の向上をというこれは、ある意味では原案の一番主要なテーマだろうというふうに受けとめまして、ここにそのまま残したというか、入れ込みました。

それから、(3)。ここは語尾の整理です。内容的に言うと、原案の(4)に対応するものです。内容は変わっていません。

(4)については、これは何括弧というんですか、(2)からというふうになっていますが、これは順番を入れかえたということに尽きます。自己の能力を高める不断の研さんにより資質の向上を図るという中身であります。

ページをめくってください。会派、第5条です。ここでは会派の定義をもう少し、会派とはいかなるものかという理念的な側面も含めて記述することといたしました。したがって、追加部分としては、第5条で、政策を中心とした理念を共有する議員で構成するということが1つ。それからもう一点は、これはこれまでも数多くの場面で確認されているものですが、会派は1人でも結成することができるということを明記するという点であります。

それから、2項。これも原案とほとんど変わっておりませんが、あえて議論を尽くしということ、そして、その結果の意思を表明することができるというふうにいたしまして、会派間の調整を行いというのはちょっと意味がよく――会派内の調整という受け止め方もできるのかなという議論をした末に、会派間の調整という趣旨というか文言については削除いたしまして、あくまでも議論を尽くした上で、その意思表明をすることができるというふうにいたしました。

次、第3章です。市民と議会の関係について。ここは第6条の頭にある括弧づけのサブタイトルというんですか、ここは原案では情報公開の推進という項と、第7条の広聴機能の推進という2つに分けられておりましたけれども、ここは情報公開と広聴機能はセットではないかという認識のもとに、サブタイトル自体を情報公開及び広聴機能の推進という形に改めました。

その中身としては、まず第6条で、ここもちろん情報公開条例という根拠規定を述べることも全く無用と言うつもりはありませんけれども、あえてそれを述べなくても、議会の持っている情報を市民に提供、ここもこの間の議論の中で公開がいいのか、提供がいいのかという議論がありましたし、私もよりましというか、よりベターなのが提供のほうではないかというふうな発言をした記憶もありましたので、提供という文言に改めました。ここもならねば、ならない規定をしますという語尾整理をしております。

それから、2項ですね。これは法定というふうにあえて言わなくて、議会は会議を原則として公開。同時に、ここで全ての会議をということもちょっと検討したんですが、原則公開といううたい方をしておけば、会議という規定でもいいのではないかとということで、こういう表現にいたしました。6条の2、「議会は、会議を原則として公開します」ということですね。

それから、3項。これは原案の9、「議会は、開かれた議会の責務を果たすため、全て

の議員の参加のもと、議会報告会を開催します」。この規定をより優先度といたしますか、高いものとして位置づけた上で、ただし、その記述については、市民への報告という側面と市民との意見交換——あえて言えば広聴ですね——の場として、その2つの要素を兼ね備えたものとしての議会報告会を開催します。原案9項の一部修正です。

4項。議会は、多様な広報手段——ここに情報技術の発達を踏まえたというのが原案に入っていますけども、そういう要素は内包するものとして多様な広報手段という表現に整理させてもらいました。その上で、「議会は、多様な広報手段を活用し、議会広報活動の充実に努めます」。これは原案の6からの引用といたしますか、一部修正を含めた引用ですね。

最後の5項ですが、「その他、必要な事項は別に定めます」。これは前回、前々回の議論の中にもありましたし、それから、座長のまとめといたしますか、発言の中にも、例えば要綱であったり、例えば規則であったりといった、そういう別規定という整理の仕方もあるんじゃないかというふうな発言もありましたので、そのことも考慮に入れながら、ただ、ここに必要な事項は別にというふうなうたっただけでは、抽象的で中身の具体性を持ちませんので、例えばということで、別に定める事項については、原案の3、5、7、8のような内容、あるいはそれ以外にもあるかもしれませんが、そういったものを別規定で明記するというふうにしたらどうかという提案であります。

今回の修正提案の最後、7条。ここで先ほど言いましたように、広聴機能については情報公開と合体をさせましたので、市民参加について、あえて明文規定を定めるということにいたしました。

ただ、内容そのものについては、原案の第7条の2、3までは同一です。ただし、4項が追加といたしますか、市民からの政策提言や意見聴取について、その手続を別に定めます。これはいろいろ議論したんですけど、政策提言や意見聴取といっても、この前も尊重するとかしないとかという話もありましたけれども、具体的な、例えばこういう条例をつくってくれというふうな提案から、本当に意見というか、レベルと言うとおかしいんですけども、そういう段階がいろいろあると思いますけれども、それぞれの段階にふさわしい提言手続を別規定で定めるということで第4項を追加いたしまして、市民からの政策提言や意見聴取については、その手続を別に定めるとうたいました。

以上が私からの説明ですけれども、ほかのお二方からの補足説明をお願いできればというふうに思っています。

○川畑副座長

ございますか。——なければ……はい、大河委員。

## ○大河委員

まず、第2条のところに市の議事機関というのを入れさせていただいた点は、最高決定機関としてということがありましたけれども、憲法93条の1項に議事機関だというふうにあれしていますので、やっぱり立法もあれば決定していくこともあったり、いろいろあるわけですので、やりとりの中で、この項目の中に例えば予算ですとか決算とか、そういったことは包含されているんだからという議論もあったので、そういうことも踏まえて、そういうことをする議事機関であるという意味で、議事機関としての議会ということをごへ出させていただきます。

それと、議会への市民参加を推進というのは、やはりほかのところを見ても、項目立てて議会への市民参加ということを書いているところもありますが、私たち自身が青森でも学んできた中でも、やはり議会への市民参加は、広聴機能や議会報告会やさまざまな例がありますけれども、そういったことをこれからの議会は進めていくんだという議会の意思がより市民の方に開かれたというだけでとれない、具体的な言葉としてそれを入れることによって、より主権者の市民から信託を受けた議員が当然直接参加も考慮しながら進めていくというふう認識しているということをご理解していただけるようなキーワードになる言葉として、市民参加を推進という文言を入れさせていただきます。

3ページの5条のところは、先ほども説明がありましたけれども、議論の中では1人会派はという話もありましたけれども、議会はいろいろ動きますから、そういう会派も存在しない時期もあるかもしれませんが、調布ではできるんだということをご条例の中に明記することで、1人であってもいろいろな市民の意見をしょっているわけですので、その方向性をできるということがわかるような意味で、あえてここに明記させていただきます。

## ○川畑副座長

ドゥマンジュ委員。

## ○ドゥマンジュ委員

3会派でいろいろと話し合いを行いまして、原案をできるだけ生かした形で検討しようということで進めました。

それで、まずは、議会の基本理念としては、市民参加の推進というところを前文に盛り込まれたことから関連させて、やはりここは入れるべきということで入れ込みました。

それで、いろいろに項目があるところは、例えば3章のところ、情報公開の推進、今、調布の議会として原案ではされていることが具体的に書かれていますけれども、そういうところはちょっとすっきりとさせて、別に定めるという形にしようというふうにしてしま

した。

そして、先ほど雨宮委員のほうからも説明がありましたように、報告会は情報公開というだけではなくて、広聴機能ということもあるということで、情報公開及び広聴機能の推進というふうにまとめてここに載せました。

あと、市民参加手続のところでは、4番のところ、市民からの政策提言や意見聴取、その手続を別に定めますというのは、具体的に言えば市民に対するアンケートですとか、あとパブリックコメントというようなのもここに具体的に別に手続を定めるということで入れ込みました。

まずはそういうところで。

○川畑副座長

ただいま修正案の説明が3人の方から出されました。共同修正案につきまして、皆さんからも質疑、意見等がございましたら、挙手にてお願いいたします。それでは、どうぞ。林委員さん。

○林委員

3会派合同での共同修正案の御提案ということで、まずその御努力には敬意を表したいと思うところですが、今、正式な説明を初めて受けたので、きょう全てが議論が尽くせるかどうかは非常に疑問なところなんですけど、まず気づいたところから少しずつ質疑等も交えて御説明をいただければなと思っております。

冒頭、雨宮委員のほうから簡潔、シンプル、そんなようなお話があったかと思うんですけども、その趣旨自体は私もそのとおりにかなというふうに思っているんですけども、一方で、3ページの会派のところなんですけれども、御説明の中でどなたかが議会というのは憲法上における議決機関だというお話もございました。議決機関というのは、自治体の団体意思を最終的に決定するという役目を持っている機関だと思っておりますけども、そういったことでありながら、一方で会派の第5条の2項、原文においては会派間の調整を行い、合意形成に努めなければならないと。合意形成がすなわち議決機関としての大切な使命だというふうに私は思っているんですけども、ただ、会派の意思を表明することができるというふうに変えたということについての理由みたいなものがあれば、もし御説明いただけるようでしたらどなたかにお願いしたいと思うんですけど。

○川畑副座長

御説明をお願いします。雨宮委員。

○雨宮委員

会派間の調整という意味合いがちょっとよく読み取れない部分があるんですね。会派間

の調整というのは、合意形成を図るといふのは、あくまでも例えば常任委員会であるとか、本会議場であるとか、そういういわゆる公式な場での最終的な合意になるのか、合意にならないのかという結論を出す場面だと思うんですね。

その前段として、それぞれの会派でいろいろな議論をした上で、私たちはこう思っていますよというそれぞれの意思表示をした上で、最終的な意思決定の場として委員会採決であったり、本会議採決であったりと。そういう意味合いを込めてこういう表現にしたというふうに理解していただければというふうに思います。

この間の議論の中にもありました会派間の調整というよりは、会派内の調整のほうがあるんじゃないか、これは駄話ですけど、そっちのほうがかなり重要な要素があるんじゃないかみたいな、私は感覚的にそう思っていますけども、それは脇に置いておいて結構なんですけど、これらの趣旨というか、主眼はそういうことです。

#### ○林委員

雨宮委員のおっしゃることはおっしゃることで、そういう理解もあるのかなというふうにあるんですけども、議会基本条例の根本的なところというのは、やはり議会としては、憲法上、議決機関であるという、つまり物事を決めていくということが一番重要なことだと私は思っています。

決めることに対しての一連の流れ、情報公開、市民参加、そして政策形成過程等々を大事にするということももちろん大事なんですけども、それ以上にやはり議決するということが一番の目的だと私は思っているの、やはり議会基本条例とする以上は、一番重要なところを重視すべきであって、それを表現に変えていくべきじゃないかなと思うところで、若干異論を感じたところでございます。

なお、意見ですけども、会派の中の条例に1人会派云々という言葉は必要ないというふうに私は思っております。

以上です。

#### ○川畑副座長

ドゥマンジュ委員。

#### ○ドゥマンジュ委員

今の御意見なんですけど、ここの会派のところの2で私たちがこだわったのは、会派間の調整を行いという言葉にやはり違和感を覚えたということなんです。会派間の調整という言葉が、市民の方にとってみれば本会議の場での議論ということよりも、またアンダーグラウンドでの動きというふうにとられないかということで、合議機関ということでありましたらば、議会の役割、議会の使命及び活動原則のところの2項の(4)に、「意思決定

に当たっては論点・争点を明らかにし、市民にわかりやすい議会活動を行います」というところに議事機関としての役割ということが盛り込まれているというふうに考えます。

○川畑副座長

ほかにございますか。大河委員。

○大河委員

林委員のおっしゃることは、議会全体としての意思決定をきちんとするときには、当然、それなりの調整機能が必要だという話だと思いますが、先ほど言ったようになかなか会派ということが一般化されていない中で、そういう意味を多少なりとも補うという意味で、議論を尽くしということの議論は、もちろん会派はということでもありますけれども、ほかの会派についても議論というのを必要に応じてということだと思いますので、それをあえて書かなくても、当然それが実現するための調整はあるだろうということで、合意できるような内容に議論を尽くしていくというような気持ちもあって、そこにそれを足すような形にさせていただいたわけであります。

○川畑副座長

ほかにはいま出されております3会派の共同修正案につきまして、皆さんからの御意見、質問、お願いいたします。小林委員、お願いします。

○小林委員

3会派合同の修正案、非常にわかりやすくなってよかったというふうに思います。御苦労さまでした。私は非常にまとまってよかったかなと思っています。

今、会派のところでやりとりがあったので、私も林委員と同じ趣旨で、第1項の部分について、あえてここに触れることは何か違和感があるのかなというふうに思いました。

以上です。

○川畑副座長

ほかには御質問、御意見。はい、高橋委員さんのほうから。

○高橋委員

まず、今、御意見が出ていたように、冒頭、雨宮委員がすっきりとおっしゃっていた。すっきりまとまっていて、おおむねよいのかなというふうな感じではおりますが、やはり今も意見が出ていましたように、会派のところで先ほど林委員もおっしゃっていたんですけども、2項の議論を尽くしはとでも理解し得るし、わかりやすいんですけども、合意形成に努めなければならないというのを外した意図がちょっと理解できなくて、委員会にしろ、本会議にしろ、含めた中での合意形成をしていく努力というのをしようという意図だと私は理解しておりまして、会派間の調整だとか云々という部分は別にしても、議論を尽

くし、合意形成に努めなければならないという表現というのは、ぜひこのまま残していただいたほうがいいのかなと。そこだけ意見として申し上げさせていただきます。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

先ほど小林さんの違和感があるというのは、5条の1項ですか。全体がということなのか、それともさっき林さんが指摘されたような1人会派に触れた部分ということなんですか。どっち。

○川畑副座長

小林委員。

○小林委員

要するに、基本的にここではできるという形になっているわけで、あえてここで1人というふうに条例の中に入れること自体が何か違和感があるという意味で私は言ったままです。

以上です。

○雨宮委員

むしろ私どもはその対極で、そういう実情があるわけだから、あえて明文規定で定式化しておいてもいいんじゃないかという話なんです。それだけの話。

○川畑副座長

ほかにございますか。はい、井上委員。

○井上委員

5条のところでそういう御意見が出されておりますので、私といたしましても、1項につきましては、会派を結成することができるということで、できる規定で終わっていますんで、こちらの後段のところについては、思いとか御主張は理解するところではあるんですけども、あえて入れる必要性については感じないというふうに思います。

2項のところで、先ほどから会派間の調整を行いというところがブラックボックスというようなニュアンスを受けとめるというようなお話もありましたし、これは個人的な意見なんですけども、合意形成に努めなければなりませんという合意形成のところというのは入れておく必要があるのではないかということで、会派間の調整をを行いのところを、要は会派間で議論を尽くし合意形成に努めなければなりませんという話だと、間をとってというあれじゃないんですけど、そういうことでよろしいのかなという意見を持っております。

以上です。



○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

合意形成の部分というのは、いろいろ議論があってもしかるべきだというふうに思うんですが、ただ、先ほど林さんのほうからの指摘がありましたよね。議会の最大の任務というのは、議決だという話がありましたよね。だから、そういうことをそんたくすると、議決という権能が与えられているわけだから、そこまでの市民参加も含めた経過、過程については明確にしながら、その過程の中でそれぞれの会派が意思表示。それをぶつけ合った結果として、議決という話になるんだろうというふうに思うんですよ。

だから、当然、議決の前の段階で、まさに会派間調整という話し合いを通じて合意が形成されれば、それは議決の段階でも全会一致という形になるわけですから、別にこの表現をしたからといって林さんや皆さん方が指摘されているようなことと相矛盾する、あるいは相反するということにはならないのではないかと。それは私の考え方です。

○川畑副座長

小林委員。

○小林委員

私も同じような思いなんだけども、調整というのは、これが表に出たときに違和感が出てくるかなと思うんだけど、やはり合意形成について会派間で努力する。要するに、自分の所属だけいっぱいして、あと最後に議決でというんじゃないで、合意形成をするための努力をうたい込むことができると非常にいいのかなというふうに意見として思っています。

以上です。

○川畑副座長

ほかにございますか。ほかの部分でもありましたら、皆さんからの質問、御意見お願いいたします。井上委員。

○井上委員

質問なんですけれども、ばらばらで聞いちゃって、1個だけここで。6条3項で、もとの文案ですと、全ての議員参加のもとという議会報告会のところを書かれているんですけども、これが先ほど御説明ではなかったんですけど、あえて全ての議員参加のもとというのが削除されているところというのは、何かお考えがあって削除されているのかどうかというのをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○川畑副座長

どなたか御説明いただけますか。ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

報告会は全ての議員参加というのは当然のこととして考えましたので、あえて入れなくてもいいのかなと思ったんですけども、あってもいいかなとも。特に大きな意味はありません。

○川畑副座長

大河委員。

○大河委員

調布は全員でと。ただ、いずれどこの議会でも必ずどこかの場所に議員は出て行って、参加して、一翼を担うわけですので、そのことよりも、やはり広報広聴とした意味合いも含めて、出ていったとき、説明責任を果たすと同時に、広聴機能もしっかり果たしますということを文案に入れることは、さらに大事ではないかということで、ここを強調させていただいているというふうに御理解いただければと思います。

○川畑副座長

ほかの委員さんからございますか。林委員。

○林委員

これだけの分量がありますから、今気づかない点もあるかと思いますが、きょうの段階で全てが出尽くしたというふうには御理解いただきたくないというふうに前提で申し上げておきたいと思うんですけども、気づいたところで、この前の高橋委員とのやりとりでも申し上げさせていただいたんですけども、4ページの市民参加手続の4番目、市民からの政策提言や意見聴取等については、その手続を別に定めますと。先ほどちょっと説明されたのかもしれませんが、もう一度かみ砕いて、どういうふうに考えられているのか、御説明いただけるとありがたいんですが。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

ここはいろいろ異論があると思いますし、私だけの発言というか、お2人の発言もぜひお願いしたいんですが、先ほどドゥマンジュさんがちょっと言いましたが、例えばパブコメ、あるいは市民アンケートであるとか、それから既に実施されている議会宛てへの手紙みたいなものであるとか、それはいろいろな多様な手段というか方法は考えられると思うんですよ。

例えばもっと言えば、議会に関する、あるいは市政課題に対する議会としての住民投票

みたいなことも枠内に入ってくるかもしれません。それは、これからの議論でいいと思うんですよ。ここでこうだというふうに固定化する必要はなくて、それこそ皆さんの議論を通じて定めていけばいいんじゃないでしょうかというふうに思います。私はね。

○川畑副座長

よろしいですか。大河委員。

○大河委員

今までの概念として、市民から信託を受けた議員が、市長と同様な形で広聴機能を発揮してという機会が割と少なかったというふうに認識しておりますので、これからは議会への市民参加ということ、直接参加のさまざまな広聴会にいろいろ出ていますので、やはりそういったときに報告会やいろいろな場所で意見を吸い上げていきますけれども、そういうところに出られない方やいろいろなときに、どういうふうにしたら議会へそういう声が届くのかという二元代表制の1つの機関に対してという意味で言えば、先ほどドゥマンジュ委員さんがおっしゃったように、パブコメですとかアンケートだったり、さまざまな手続を明確にし、議会も市民とのパイプを太くして、一翼を担う行政との機関対立のあれですけれども、そこでより政策を研究もしていくわけですから、そういう中での住民から出された課題というものをしっかり解決できるために、方法というものを明確にすることで、効率よく市民の意見を吸い上げていくという形にできればと思い、これを別で定めるということにしました。

そして、先ほどのいろいろな議論ではありませんけれども、その手続については認めていただければ、ここで十分議論して、こういう方法があるんじゃないかというふうな案をつくり、そして定めていければというふうに考えております。

○川畑副座長

ほかにございますか。雨宮委員。

○雨宮委員

今の発言への補足ですけれども、もちろん以前から、例えば林委員さんなんか提案されている法定手続、参考人や公聴会だとか、既にここの議会としても代表者会議での議論を通じて実現している陳情や請願の際の提出者の申し出による説明聴取だとか、そういうふうなことも当然包含される要素の1つかなというふうに思っています。

○川畑副座長

林委員。

○林委員

それぞれの委員さんのおっしゃることは、それぞれのお考えとしてということで理解は

するんですけども、4番目の文言については、地方自治法との関係等々、もう少し精査と  
うか研究する必要があるのかなというふうに思っております。

パブコメ、アンケート、議長へのはがき等々、否定するつもりでは毛頭ございませんけ  
ども、その手続を別に定めますという書き方とか、4番目についての記述の仕方、設ける  
のか設けないのかも含めては、もう少し調査、研究が必要なのかなというふうに思ってお  
ります。

また、題名についても、広聴機能の推進をあえて市民参加手続に変えること、どちらも  
言葉として悪い言葉じゃないんですけども、広聴機能の推進という言葉でも十分意味合い  
は果たせるというふうには思っているところでございますし、その辺を感じているところ  
でございます。

あと、前々から申し上げて、高橋委員のときには申し上げていたので、ここでも申し上  
げておかなきゃいけないんですけども、言葉というのは非常に大事なところでございまし  
て、言葉という意味というのは、やはり日本語のさまざまな意味合いを持っているところ  
でございます。言葉の意味というものをしっかりと踏まえた上で、条例の中に入れ込んで  
いただければという意味で、尊重という言葉については、いま一度この前申し上げたよう  
にとうといものと重んずると言葉という意味合いということを見ると、多様な市民  
の意見、もちろん大切な意見なんですけど、尊重という言葉を使用することによって、さま  
ざまな意見を隅々まで尊重した上で、じゃ、どうするのかというところまで考えておかな  
いといけないのかなというふうに思っています。意見です。

以上です。

○川畑副座長

大河委員。

○大河委員

広報広聴の推進を市民参加手続にされたと言いましたけど、上のところで説明したよう  
に、情報公開及び広報広聴の推進というふうにして、3章のところにくっつけたというこ  
とで、これは別出しで項目を出したということです。広報広聴という意味ではなく、広報  
広聴は前の段階に書いてあるので、別に市民参加のこれを項目として新たに出したとい  
うところであります。

あと、私、よくあれですけど、今、林委員さんがおっしゃった尊重というのは、どの部  
分の尊重を言っているのかわからなかったんでお願いします。

○川畑副座長

林委員。

○林委員

これは、原文にもあるんですけども、第7条の3項の中に、ひょっとしたらほかのところもいっぱいあるのかもしれませんが、気づいたところで申し上げているところであって、その辺は御了承いただきたいと思います。発言の趣旨は、先ほど申し上げたとおり、言葉というのは非常に大事だと、意味合いの捉え方もさまざまということ踏まえて申し上げたところでございます。

以上です。

○川畑副座長

ほかにございますか。はい、井上委員。

○井上委員

大きな感覚でお伺いしたいんですけども、これ、今回、3会派の方々に全体を通して修正案ということで出されているんですけども、例えばというか、3条2項のところ、くっつけたり、あるいは追加で新しいものが出されたりということがされているんですけども。ここで言うと、議会の使命及び活動原則というところで、情報公開、あるいは説明責任、論点、争点を明らかに、わかりやすい議会活動というところで、原則だからそういうことが入るといえるのもわかるんですけども、同時に3章の情報公開及び広聴機能の推進というところで、原則と実際にこれをやりますということが、もしかしたら考え方が違うんだというふうに言われてしまえばそれまでなんですけれども、例えば規定をしているところで、議会は原則として会議を公開するであるとか、その他市民に情報提供、説明責任というようなところで、原則の部分と情報公開の推進というところで、同じようなニュアンスのものが出されているというふうに受けとめているんですけども、これはあえてそういう形でやられているのか。

個人的には、あくまでも基本の原則はこうなんだよ、具体的にこうなんだというようなものがあってもいいのかなとは思うんですけども、同時に、限りあるというか、こういう議会基本条例というところの中で、書き出せば幾らでも書けるというのはあるかと思うんですけども、もしこういうふうに2回出されているというようなところがお考えによってやられているのであれば、その辺の考え方をお聞かせいただければというふうに思うんですけども。

○川畑副座長

大河委員。

○大河委員

ありがとうございます。端的に言うと、出されました原案に沿って、それを生かしつつ

という話がありましたけれども、その中で最初に訴えつつも、当然、使命の中にも重要だ  
と思うものを列挙して書かせていただいているというふうなつくりになっているというふ  
うに御理解いただければと思います。

○川畑副座長

ほかにございますか。雨宮委員。

○雨宮委員

多分、今のお話と重なると思うんですが、活動原則というのは原則規定だから、それは  
しっかりうたい込むと。第4条以降は、あえて言えば、私なりの受けとめ方で言えば、実  
施規定みたいな相互の関係というふうに捉えてもらえればいいのかというふうに思っ  
ています。

ですから、冒頭の説明の中で文言整理を何カ所かしたという説明もさせていただきました  
けれども、理念であるとか基本原則であるとか、そういう部分については、事の優先順位  
は多少あるにしても、やっぱりしっかりうたい込んだほうが、まさに基本条例としての位  
置がはっきりするんじゃないかという思いで、見ようによっては二重の規定になるかもし  
れませんが、その思いを受けとめていただければというふうに思っております。

○川畑副座長

ほかの部分、あるいは今のところでもいいですけども、皆さんからの質問、御意見ござ  
いましたら。林委員。

○林委員

せっかく出していただいたんですから。第3条2項、原則に基づき活動しなければなら  
ないの中で、2項第3号、「議会は、市長等の執行機関の行政運営状況の監視とともに、  
評価を行います」と。評価をどのようにされることを念頭に置いているのかなというのが  
1つ。

それと、その次の4号、意思決定に当たっては、論点、争点を明らかにし云々、これも  
どういうふうに考えていらっしゃるのか。なぜそういうふうに伺うかという、それぞ  
れのやり方でやればよろしいのかなというふうにも思うんですけども、原則として活動し  
なければならないというふうにマストで書かれているということで、その辺をお伺い  
したいと思います。

とりあえずその2つ、御説明できる方がいらっしゃれば、こういうふうに考えている  
とかがいらっしゃればお願いしたいと思います。

○川畑副座長

ドゥマンジュ委員。

#### ○ドゥマンジュ委員

まず、調布の議会としては、議会報告会を今後行っていきますよね。そのときに議会全体としてこのように決定したのかということをも市民の前で説明するときに、やはり決めるに至ったときにいろいろなところからの市民の方たちの立場を受けて議員の方たちは発言されて、そのときにこういう意見もあり、こういう意見もあり、この議決に至るにはこういうような違いがあったけれども、こういうように歩み寄りをしたとか、ここで合意形成をとって、このように決まりましたという説明をこれからしなければいけないですよ。そのときに、やはりどこが問題になり、どこが一致したのかということも明らかになるためには、まずは(4)の争点、論点を明らかにすることがより必要になってくると思います。

そして、これは委員会の中でとか、本会議場の中でということになると思います。主に委員会の中でということが、そのように議論がされていくことが必要になってくると思いますが、またその評価というところも、そうしたときに議会として監視とともに、今の市政をどのように評価しているのかということも問われてくると思います。そうした中で、しっかりと党派とかということを超えて、議会全体としてどういうふうに評価しているのかというような全体としてのところが問われてくると思いますので、このところにはそれを盛り込みました。

#### ○林委員

お考えとしてはわからなくてもないんですけども、果たして条例にそこまで入れ込む必要があるのかなと私は思っております。議会全体としての評価というところを最後おっしゃっていましたが、議会全体としての評価自体さまざまだと思いますし、議会全体としての評価イコール議決機関としての議決をもって、それが評価として考えていただけるのか、また考えていただけないのか。

問題点についても捉え方もさまざまでしょうし、論点、争点についてもさまざまでしょうし、あえて条例に入れるのであれば、私はマストではなくて、努力を行うように努めますとか、もう少し表現は考えたほうがいいのかというふうに思うところです。意見です。

#### ○川畑副座長

雨宮委員。

#### ○雨宮委員

今の指摘は前からあって、確かに私なんかもそう思っていて、ここの部分だけで限って言えば、活動しなければなりませんと2項、ここのところの語尾整理が抜けたというふうに理解していただければいいというふうに思っています。これは私の個人の意見です。

それから、評価の問題なんですが、私は、ここの部分は評価と合意形成と政策立案、提言、提案、これらのセットだと思っているんですよ。だから、一から十まで全部が合意しちゃってたら、逆に不要論が出てくる危険性もあるんで、そこはやっぱり問題によって、当然、最後まで数の論理が貫徹する局面もあれば、さっきも言いましたけれども、形成とか議論の過程で合意に達するということだってあるし、その合意のさらに発展した過程で、議会としての修正なり提案なりということだって起こり得るだろうし、やっぱりそういう機能を議会として明記していくということが基本条例だから必要なのではないかなと私は思っていますけどね。

○川畑副座長

大河委員。

○大河委員

今、例えば事業評価、行政評価とかがありますけれども、PDCAということを行政自らやっています。しかし、議会として、機関として、そういった視点で議論が十分進んでいるかという、している部分もあれば、いろいろあるわけですので、私は、事業仕分け的なあれというのは、むしろ議会の決算やそういったところにおいてやるべき内容だというふうにも思っております。

したがって、よその議会でも政策評価やいろいろなことをしながら、議会として逆に次年度、こういったことをむしろ工夫してやるべきではないかという提案をしている事例もありますので、そういった新しい時代に向けての議会での活動の方向として評価というような言葉をあえて入れて、そのことで議会として対峙していく。

そして、十分議論していくことが重要で、結果、そのことがよかったか悪かったというのはそれぞれ考えが分かれるところではありますが、そのことを見て捉えて、しっかり評価していくということを1つの過程の中で政策課題や立案していく過程で行っていくということが重要だという意味で、この中に入れさせていただいております。

○川畑副座長

それでは、ほかの部分でございせんか。大分意見も出たようでございますが、座長、いかがいたしましょうか。はい、座長。

○伊藤座長

きょうは、かなり量が多くお示しいただいておりますので、林委員さんの御意見の中にありましたが、この後も気がついたところがあれば、その都度お願いしたいと思っています。

基本的には、全ての議論が出たところで私のほうから再度案をお示しするという運びになりますので、そのときにまた改めてお願いしたいと思いますが、残された時間の中でも



しお許しをいただければ、これから先の部分のそれぞれの章立ての説明をさせていただいて、代替案が早く出せるように、今初めて説明するわけじゃなくて、説明を前もって何回もしていますので、改めてここで確認の意味で説明をするということですが、ぜひその辺の御協力もお願いしたいと思います、よろしくお願いたします。

○川畑副座長

それでは、次に、第4章、第5章の説明が前回ありましたが、それにつきまして代替案が高橋委員さんから出されておりました。高橋委員さんの説明を先にお受けさせていただきたいと思います。ですから、7ページの部分に当たります。高橋委員さんの修正分は2ページの7ページというところに当たります。はい、高橋委員。

○高橋委員

第10条のところ、先ほども御説明があったように、よりわかりやすく文言を整理したほうがいいかなというところで提案させていただいたものでございます。原案のほうで市長等の事務の執行が適正にかつ公平性、効率性及び効果性という表現をされていらっしゃるんですけども、その部分のわかりにくいところがあるのではないかというふうに私は感じたものですから、その右のほうに対案という形で出させていただいたように、市長等の事務の執行というところ、事務事業がという形に変えさせていただいて、かつ公平に効率的に効果性をもってというところを、効率的に執行されているか等を監視しという表現をこういった形にされてはいかがですかという形の御提案でございます。

ただ、前回のときにも当然のごとお話があったように、効率性だけを追求するのが議会じゃないということは理解しておりますけれども、効率性及び効果性という表現がちょっとわかりにくかったので、こういった形はいかがかなという御提案でございます。

○川畑副座長

高橋委員さんから第4章の第10条についてございました。御質問ございましたら挙手にてお願いいたします。雨宮委員。

○雨宮委員

効率性という言葉について、私もちょっと気になるといいますか。つまり、まさに評価のスケールというか、基準というものをどこに線を定めるのかというのが、この文言だけだとあえて言えば恣意的な解釈がされないかという心配はありますが、その辺についてはどんなふうにお考えですか。

○川畑副座長

高橋委員。

○高橋委員

恣意的にというふうな捉え方をされるかという部分について、私はそういうふうを受け取らなかったんですけど、前段として適正にかつ公平にという形での表現をされていらっしゃるんで、それは評価というか、私も理解しておりましたので、そういった形でおさめさせていただいているということで。ただ、私は効率性と効果性というところが非常にわかりにくかったですね。効率性及び効果性をもって評価するという意味合いがちょっと理解できなかったものですから、こういった形で表現させていただいた。

今、そこで御指摘のあった恣意的なという部分については、残念ながら私はそこまで思いが至っておりません。なんで、自分で感じ取っていなかったということで御理解いただければと思います。

○雨宮委員

私の意見ですけど、ここ数年間、行政サイドでも事務事業評価というのを実施していますよね。それについても評価基準をどこに定めるか、そのこと自体について非常にいろいろな議論があると思うんですよ。ですから、条例の中にこういう文言として入れ込んでいくのは、もう少し慎重であってもいいのかなという感じは個人的にしていますけどね。それは意見で結構です。

○川畑副座長

林委員。

○林委員

質問じゃなくて意見にしておきますけども、この前からも申し上げているかもしれませんが、行政というのは、基本的には1円の税金の重みを大切に、効率的に使っていくというのが原則にありながらも、やはり行政は福祉を筆頭に、効率性だけでは追い求められない部分が多様にあるかと思っております。

したがって、やはり効果というものは、私はどうしても逆に入れなくてはいけないというふうに思っておりますので、逆に原文も含めて総合的に判断してとか、総合的に鑑みてとか、そういう言葉があればいいのかなという意見を私は持っています。

以上です。

○川畑副座長

ほかになければ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、次に行きます。第6章以降についての協議に入ります。

まず初めに、座長のほうから第6章の説明をお願いしたいと思います。座長。

○伊藤座長

お許しをいただければ、時間の関係上、6章から説明できる範囲まで説明をさせていただいて、そしてそれぞれの対案を後ほど提出していただくということがまず御理解いただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○川畑副座長

今、座長のほうから、6章から説明し、後ほどの対案提示をとということがございましたが、皆さん、よろしいでしょうか。井上委員。

○井上委員

御説明いただくのは全く異論はないんですけれども、ただ、この進め方で行っている状況で、きょうが7条まで行ったのか。先に御説明をいただいて、19条、20条というような話になっていくと、その際にまた、実際に座長のほうから御説明いただいた点のあのときどうだったっけというような質疑になろうかなんていう懸念もあるんですけども、その辺を含めて御説明いただくということでもよろしいですか。

○伊藤座長

それでは、丁寧に進めていきましょう。皆さんの合意が得られるということを条件に、私、先ほど御提案をしましたのでね。

それでは、6章のほうから。

○川畑副座長

それでは、6章から説明をお願いしたいと思いますので、座長のほうからお願いいたします。はい、雨宮委員。

○雨宮委員

行けるところまでというお話もあったように聞きましたが、時間のリミットはきょう何時。12時という理解でいいですか。

○川畑副座長

以前にも申し上げましたが、おおむね2時間ということでございますが、協議によっては長引くということも皆さんの御了承を得ながら進めているところでございます。そこら辺は御了承いただきたいと思いますが、雨宮委員、よろしいでしょうか。

○雨宮委員

それはいいんですけど、局面によっては多少、10分、15分延長ということもあっても仕方がないのかなという思いはないわけではないんですよ。ただ、説明ですから、やっぱり時間が1つの基準になって、あと10分なり15分なりの枠組みの中で進めるところまで進めるというふうな立て方のほうが、私は妥当ではないかなというふうに思っているんです。

○川畑副座長

先ほど、おおむね2時間という枠の中で長引くこともあるというふうに私申し上げましたので、そこら辺はお含み置きいただきたいと思います。

それでは、座長のほうからお願いいたします。

○伊藤座長

議論でその時間を尽くすほうがむしろ無駄になりますので、私からも簡潔に説明をし、質疑を受けたいと思います。

第6章、議会事務局体制でございますが、議会機能の強化を図るためには、議員をサポートする議会事務局の体制整備が必要でございます。今後、二元代表制の趣旨に従い、議会がその役割を果たしていけばいくほど、執行機関との対立、競争等は避けられません。

また、議員立法や政策立案、政策提言を行うことにつきましても、その基本となる政策法務などの知識が求められてまいります。議会機能の強化とともに、その議会事務局の高度なサポート体制が必要となってまいります。こうしたことから、議会事務局の調査、政策法務、その他の機能を図るものとし、そのため、議長は事務局員の任免権を行使し、職員人事に関して市長等にあらかじめ協議することを定めております。

説明は以上です。

○川畑副座長

第6章の説明がただいま座長のほうからございました。第6章の説明について御意見をお伺いしたいと思います。雨宮委員、どうぞ。

○雨宮委員

意見というよりか質問に類するのかなという気がしますけれども、この19条の1項でうたっていることは、これはこのとおりだというふうに思うんですが、具体的な内容としてはどんなことをイメージすればいいのか、あるいは座長としてはイメージされているのか。もっとわかりやすく端的に言えば、人事配置の増強を図るみたいな、あるいは前にもちょっと話が出ていましたけれども、行政サイドからのいわゆる法務部局というのか法務担当というふうな職員を議会事務局に導入するようなことが考えられているのか、その辺について具体的なイメージを。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

それぞれの今までの御協議いただいている中で、議会として政策提言をするときに、それなりの法務的な知識もしくは財務的な知識、そうしたものが私ども議会の議員の側には

本来勉強していかなければいけない——これは基本ですけれども、そこをサポートするための議会事務局としての機能を強化していかなければいけないという議論があったというふうに記憶しています。

そこで考えますと、やはり議会の権能を高める、もしくはそれを行使するために、それなりの知識を持った職員を配置してもらい、もしくは人事の基本的な権限は私どもにありませんけれども、そのことをお願いする、議会は人事的にはこの立場にあるのかと思っています。

一方、これは広域的な議会として私は捉えているんですけども、これは調布の議会だけではなくて、議長会などを通じて、基本的には自治会館に法務担当などは常駐していますが、そういう機関を通じて、それぞれの議会が応援を求めるということが文言で定められていくようなことがいずれ必要なときが来るのかなと。

ただ、現状、広域的な支援はまだ正式に申し入れておりませんので、具体的なことはこれからだと思いますが、私どもの市の中で考えるだけでは、私どもは政策などを立案するときに職員のそういった知恵を正確に捉えるために、議会事務局としての配置を求めていくということだと思います。

以上です。

○川畑副座長

ほかに御質問、御意見。はい、大河委員。

○大河委員

これは質問というよりも意見ですけども、題名が事務局の体制整備というふうに書かれておりますし、説明でも体制整備が必要と書いてありますが、実際の条例の中の文案だと、法務や調査の充実というその他の機能となっていますが、現実には今の事務局の体制そのものをもう少し整備していかなければいけないということがありますから、私は言葉として、その他の機能の充実とありますが、法務について体制の整備を図るということは、具体的に書いたほうがよりおっしゃっている内容がわかるのではないかなというふうに。これは、また対案という話になってしまうのかもしれませんが、そういうふうに感じました。

○川畑副座長

小林委員。

○小林委員

この2項のところなんですけど、任免権を行使するものとする。行使しない場合は協議がないんですね。私どもよくわかっていないんですが、議長に対して人事等について打診というか、こういうのは、現状はこうなんで、これをこう変えたいという現状もわか

らないんで、何とも言えないんで、その辺をちょっとよろしくお願いします。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

その前に、事務局職員の任命権がどこにあるのかという根本的なところ、そしてそれを行使するところがどこにあるのか、この2つをまず前提として説明したいと思います。

1つ目の人事に対して——持っているのは市長ですね。その職員を議会事務局のほうに出向していただくという手続で、まずその該当者は動くわけですね。今度は、議会事務局に来た段階で仕事がすぐできるわけじゃないんです。そのときに、議長が初めてそこで○○をこういう職務に任命するということを手続的に行っていきます。ですから、あくまでも議会事務局は議長の任命権を持って職務を遂行できる立場にあると。このことがまず基本的にありまして、ですから、ここをまず理解していただけないと、任命権はおまえにはないだろうとなると、これは確かに人事権ではありません。こちらに来た段階ではそれが行使できるということになりますけども、あんたはだめだということは今まではありません。基本的にはもちろん受けるんですけども、ですからそういう手続がありますよと。

そこで、例えば今の事務局体制が15名であれば、これを16名にしてくれとか、17名にしてくださいということは、こちらから要請したい。もしくは、エキスパートを何とか配置できませんかといったときに、その人だけの費用対効果、先ほどのものではありませんけども、そうしたものを考えたときに、それではそういう職員を例えばこういう問題、こういう課題が発生したときには、この職員を議会事務局として仕事ができるように併任しておきますよというようなことも1つの方法かもしれません。ですから、そういう手続的なことをここであらわすには、こういう表現になるのかなということですね。

○川畑副座長

井上委員。

○井上委員

関連してなんですけれども、今の2項の後段のところ、この場合、市長等は人事に関してあらかじめ議長と協議しなければなりません、ねばならないという規定でここは書かれているんですけども、今の座長の御説明の中では、任命権はあるということで御答弁のほうがあったんですけども、実際、こちらの協議をしなければいけないという条例規定というのがほかにどこかであるのか、ここで新しくこの条例がかちっとできましたという話になると、ねばならないだからマストという話になるのかなというふうになんて感じたんですけど、その辺についてのお考えというのは。

○伊藤座長

協議することができるとか、例えばそういう表現という意味ですか。

○井上委員

ごめんなさい。要は、協議することができるかというやりとりではなくて、こういう形で出てきたので、実際にはお考えとしてはしなきゃいけないんだよということで、そういうお考えを持って出されているんですかという質問なんですけれども。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

これは飛躍した表現をしますから、決して誤解のないようにしてほしいと思いますが、人事権を持っている市長が余り能力のない職員を全て議会事務局に送り込もうと。そして、議会のほうをとにかく腰砕けにしちゃおうというようなことが果たしてできないかという、今の段階ではできますよね。これはあくまでも例ですよ。事例としてね。ですから、そういったときに、いや、議会としてはこういう職員が欲しいんです、ぜひ調整してくださいよというような事前の協議といいたいまいしょうかね、そうしたことができるように、議会としてもそういう権能を行使するところが人事権を最高に持っている市長に対して御意見申し上げますという一言が欲しいなということなんです。

○井上委員

そうすると、これは確認なんですけれども、語尾のところ、飛躍をしたという枕言葉のもとで今御説明いただいて、非常にわかりやすかったんですけれども、ねばならないという書き方の中で、現段階ではできないから、要は協議しているかしていないかというのは、別にあえてここで聞きするつもりはないんですけれども、現段階では条例等に規定されていないから、実際にはできないけれども、ここでこういう規定をすればすることができるんだというようなことで出されているという理解をすればよろしいですか。

○伊藤座長

こういう明記をすることによって、人事権を持っている市長はこれを重く受けとめてもらえるでしょう。がゆえに、こういう人事で今回行きたいと思うけれども、事前に御意見を伺いたいとか、何らかの調整ごとか公式にできるということになるのかなと思います。今は、こちらから要求はするけれども、現実、最終的に今まではそこが明記されていなかったということだというふうに理解してほしいですね。

○川畑副座長

ほかにございますか。大須賀委員。

○大須賀委員

現状、議長だと言にくいところもあるかと思いますが、私のほうがもう一步突っ込んで説明させていただきたいと思うんですが、先ほど座長からお話があったように、議会事務局の人事は市長部局が議会事務局に出向を命じます。議会事務局に出向してきた職員に対して、具体的に議長がポストを命じる。それが議長の議会事務局の任命権なんですね。事実上は、市長部局が議会事務局に出向した段階で、事実上はポストが決まっているわけです。具体的にこの人はこのポスト、この人はこのポストという前提に成り立っているわけですね。その段階で、少なくとも私が議長をあずかっていた2年間に全くそういうことはありませんでした。事前に議長から。

特に驚いたのが議会事務局長人事だったんですね。議会事務局長というのは、夫婦も同然と言っていいぐらい、議長と議会事務局って一体なんですよ。日ごろの行動も一体だし、今後、議会運営をどうしていこうかというときに、議会事務局長と議長は親しい関係なんですね。その重要な人事についても、全く事前に協議も相談もなく、そういったことはよくないでしょう。決していいことじゃないです。だからこそ、私も特に共感するのは、第2項目めの最後、議長と協議しなければならない。義務規定にしないと、努力しましたでは済まないということは、経験上はこれですばらしい表明だと私は思っています。

それから、19条の1項目めですけども、政策法務その他の機能の充実を図るものとしますとありますけども、具体的に3点セットとよく言われますけども、政策、法務、財務、この3つはここにちゃんと入れ込んだ方がわかりやすいんじゃないかというふうに私は思います。

以上です。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

人事に関しての実態、運用、現状についてはよくわかるし、ここでうたわれていることもそのとおりだと思うんですが、ただ、私、純粋法務的、法理論的に、例えば自治基本条例との整合性の問題であるとか、市長の人事権に対して議会側は要するに外部機関なわけでしょう。それに対して、人事権にこういう形で規定ができるのかどうかという、これはまさに純粋な法理論としての話なんですけど、その辺の整理というのがいまひとつよくわからないんですが、そこはどうなんですかね。これはむしろ事務局なのかな。

○川畑副座長

座長。



○伊藤座長

法務的にあるかどうかは後ほど調べたいと思いますが、先ほどもお話ししたように、議長がこちらに来た職員に対して任命するわけですね。そうすると、さっきも言ったように、その議長がこの職員は議会事務局には要らんと。そのときに、議長は発令しないこともできるわけですよ。そうすると、事前に協議をして、すばらしい職員なので、ぜひそこで働かせてもらいたいというような流れで来れば、それを協議ということではないかなと。法律的ということは別として、私はそのような思いを持っています。

あとは、事務局の局長あたりがその辺の法務を含めて、今、議長が言ったことはちょっと違うよとか、そんなことがあればね。

○川畑副座長

大和田事務局長。

○大和田事務局長

ちょっと補足的な説明になるかと思いますが、第2項のことにに関してなんですけども、ここの条文の案は、あらかじめ議長と協議しなければなりません。あくまでも協議ですので、議長に人事権をよこせとか、市の職員の人事権を議長にも持たせるよという人事権は、市の職員に関しましてはあくまでも市長にございますので、そこを要望しているわけじゃないので、あくまでも協議ということであれば、法務上とかそういうお話もありましたけれども、例えばこの基本条例の中にうたっても問題ないかと私は今認識しております。

以上でございます。

○雨宮委員

わかりました。それで、私は、この文言から受け取る印象というか受けとめ方は、市長に対して強制というか義務づけているみたいな印象を持ったもので、さっきも言いましたけども、外部機関からの関与、介入にならないのかなという思いがしたものでそういう質問をただけで、運用の実態としては、先ほど来繰り返されているようにそのとおりだと思います。

○川畑副座長

ほかにございますか。大河委員。

○大河委員

これは意見ですけども、余り見かけない条文だなというふうには思っています。ただ、実態としたら、どこの議会でも多分、そういう問題を抱えているのではないかなというふうにも思うわけですので、これは私たちというか私がということですけども、これを条文

化するのが適当なのかどうなのかということも含め、少し研究する必要があるのかなというのは、協議だからいいという話もありましたけど、やはり人事権のそういった内容からして、そういう情報があれば、当然相手の人事にも影響を与えることは間違いないわけですので、少し研究課題なのかなというふうな印象を持ちました。

○川畑副座長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

ほかにはないようでございますので、第6章について終了させていただきます。

それでは、皆さんの御議論も大分過ぎておまして、会議の時間がなくなりました。本日の協議はここまでとさせていただきます。

第6章まで意見交換しましたので、代替案が皆様からいろいろ出ておりますので、ありましたら1月22日火曜日までに座長のほうまで提出をお願いしたいと思います。

次回は、第26回代表者会議、1月23日水曜日午前10時から、ここ全員協議会室で開催いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、座長のほうからございますか。

○伊藤座長

特にございません。

○川畑副座長

それでは、傍聴の皆様には、感想などございましたら配付してある用紙に記入していただき、御提出いただければと思っております。

長い間、お疲れさまでした。第25回代表者会議をこれにて終了いたします。ありがとうございました。

午後0時8分 散会